

社会福祉法人山本更生会定款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 障害者支援施設大日寮の経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 障害福祉サービス事業（大日寮）の経営
 - (ロ) 相談支援事業（大日寮）の経営
 - (ハ) 障害福祉サービス事業（みたね）の経営
 - (ニ) 地域活動支援センターみたねの受託運営

(名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人山本更生会という。

(経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、（地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等）を支援するため、無料又は低額な料金を福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を秋田県山本郡三種町森岳字上台111番地1に置く。

第 2 章 評 議 員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第7条** 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第8条** 評議員に対して、評議員会において定める社会福祉法人山本更生会役員及び評議員の報酬及び費用弁償規程の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

- 第9条** 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会に議長を置く。
 - 3 議長は、その都度評議員の互選で定める。

(権限)

- 第10条** 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分
 - (8) 社会福祉充実計画の承認
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の議決があったものとみなす。

(議 事 録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 4 章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理 事 6名
 - (2) 監 事 2名
- 2 理事のうち一名を理事長とする。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するまでとすることができる。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める社会福祉法人山本更生会役員及び評議員の報酬及び費用弁償規程の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理 事 会

(構 成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

- 2 理事会に議長を置く。
- 3 議長は、その都度理事の互選で定める。

(権 限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

※専決事項については、社会福祉法人山本更生会理事長専決規程に定めるもの。

(招 集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(責任の免除)

第27条 理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第四十五条の二十四第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(議 事 録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 資 産 及 び 会 計

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 定期預金1,000,000円

(2) 秋田県山本郡三種町森岳字上台11番地6所在の和光園敷地
(宅地) (1,703.00平方メートル)

秋田県山本郡三種町森岳字上台111番地2所在の和光園敷地
(宅地) (154.85平方メートル)

秋田県山本郡三種町森岳字上台9番地1所在の大日寮敷地
(宅地) (1,007.57平方メートル)

秋田県山本郡三種町森岳字上台10番地1所在の大日寮敷地
(宅地) (842.32平方メートル)

秋田県山本郡三種町森岳字上台11番地13所在の大日寮敷地
(宅地) (62.00平方メートル)

秋田県山本郡三種町森岳字上台11番地18所在の大日寮敷地
(宅地) (141.92平方メートル)

秋田県山本郡三種町森岳字上台11番地19所在の大日寮敷地
(宅地) (1,189.81平方メートル)

秋田県山本郡三種町森岳字上台11番地20所在の大日寮敷地
(宅地) (433.57平方メートル)

秋田県山本郡三種町森岳字上台25番地3所在の大日寮敷地
(宅地) (395.82平方メートル)

秋田県山本郡三種町森岳字上台25番地4所在の大日寮敷地
(宅地) (7.95平方メートル)

秋田県山本郡三種町森岳字上台120番地1所在の大日寮敷地
(宅地) (266.43平方メートル)

(3) 秋田県山本郡三種町森岳字上台111番地1、111番地3、112番地所在の鉄筋コンクリート、鉄骨造陸屋根平屋建大日寮一棟 (本体・体育館・渡り廊下・女子夜勤者仮眠室) (1,836.45平方メートル)

秋田県山本郡三種町森岳字上台11番地13、11番地19、25番地3、111番地1、111番地3、112番地、120番地1所在の鉄筋コンクリート鉄骨造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺平屋建、鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建大日寮一棟 (増築・拡張部分・機械室含) (1,026.21平方メートル)

秋田県山本郡三種町森岳字上台11番地13、11番地19、25番地3、111番地1、111番地3、112番地、120番地1所在の鉄筋コンクリート鉄骨造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺平屋建大日寮一棟 (管理棟・居住棟増築部分) (99.37平方メートル)

秋田県山本郡三種町森岳字上台11番地6、111番地2所在の鉄骨造陸屋根平屋建和光園一棟 (233.16平方メートル)

秋田県山本郡三種町森岳字上台11番地6 所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建車庫一棟
(119.24平方メートル)

秋田県山本郡三種町森岳字上台11番地6 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建車庫一棟 (66.24
平方メートル)

秋田県山本郡三種町森岳字上台112番地 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建実習棟一棟
(115.93平方メートル)

秋田県山本郡三種町森岳字上台9番地1、10番地1、11番地19、112番地、120番地1 所在
の木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建実習棟一棟 (198.74平方メートル)

秋田県山本郡三種町森岳字上台11番地6 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建物置一棟 (139.12
平方メートル)

秋田県山本郡三種町浜田字上谷地21番地3、23番地1、30番地1 所在の鉄骨造平屋建地域活
動支援センターみたね一棟 (319.45平方メートル)

秋田県山本郡三種町森岳字上台11番地20、25番地3 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建多機
能型簡易居室一棟 (20.00平方メートル)

- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、秋田県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、秋田県知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書及び、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第2号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第 7 章 解 散

(解 散)

第37条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 8 章 定 款 の 変 更

(定款の変更)

第39条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、秋田県知事の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を秋田県知事に届け出なければならない。

第 9 章 公 告 の 方 法 そ の 他

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、社会福祉法人山本更生会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第41条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

| | |
|-----|---------|
| 理事長 | 内 藤 留五郎 |
| 理 事 | 成 川 尊 則 |
| ” | 藤 原 幸之助 |
| ” | 千 葉 胤 昌 |
| ” | 信 太 隆 一 |
| ” | 近 藤 弥太郎 |
| ” | 藤 島 寛 静 |
| ” | 千 葉 泰 男 |
| ” | 石 塚 信 雄 |
| 監 事 | 池 内 敏 雄 |
| ” | 田 中 三 蔵 |

昭和58年12月5日（申請日） 一部変更（第11条、基本財産の増加）

昭和59年7月4日（申請日） 一部変更（第11条、基本財産の増加）

昭和63年7月21日（認可日） 一部変更（第12、13、21、22条、権限の委譲等）

平成2年2月26日（認可日） 一部変更（第1条目的の変更、第11条基本財産の増加）

平成2年9月11日（認可日） 一部変更（第6条理事長の職務の代理）

平成3年4月30日（認可日） 一部変更（第1条目的）

平成4年3月31日（認可日） 一部変更（第1、2、3、4、5、7、8、10、11、12、15、16、17、20、22、23条、附則）

平成6年2月9日（認可日） 一部変更（第4、5、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25条）

平成7年7月27日（申請日） 一部変更（第12条、基本財産の増加）

平成8年1月18日（申請日） 一部変更（第12条、基本財産の増加）

平成8年7月22日（承認日）（第13条、基本財産の処分）

平成9年2月10日（承認日）（第13条、基本財産の処分）

平成9年7月15日（認可日） 一部変更（第1条目的）

平成9年8月7日（認可日） 一部変更（第12条、基本財産の増減）

平成11年3月11日（認可日） 一部変更（第4条役員の数、第9条監事による監査、第17条決算、第18条会計年度）

平成11年10月12日（認可日） 一部変更（第1条目的、第12条資産の区分）

平成12年11月9日（認可日） 一部変更（第12条、資産の区分）

平成13年6月27日（認可日） 一部変更（第1条目的、第12条資産の区分）

平成13年9月17日（認可日） 一部変更（第12条、資産の区分）

平成14年2月4日（認可日） 一部変更（第1条目的、附則）

附 則

平成13年12月4日付で選任された監事の任期は、今回に限り平成15年3月31日までとする。

平成15年2月17日（認可日） 一部変更（第1、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、18条の2、19、20、21、22、23、24、25条）

平成15年7月22日（認可日） 一部変更（第1条目的）

平成16年2月16日（認可日） 一部変更（第7条役員を選任等、第11条監事による監査、第19条基本財産の処分、第31条公告の方法）

平成18年3月3日（認可日） 一部変更（第3条経営の原則、第9条理事会、第14条評議員会の権限、第19条基本財産の処分）

平成18年9月13日（認可日） 一部変更（第1条目的）

平成19年3月5日（認可日） 一部変更（第1条目的）

平成22年6月24日（認可日） 一部変更（第1条目的）

平成23年2月3日（認可日） 一部変更（第18条資産の区分）

平成23年7月11日（認可日） 一部変更（第18条資産の区分）

平成23年10月5日（認可日） 一部変更（第1条目的）

平成25年1月9日（認可日） 一部変更（第18条資産の区分）

平成26年2月18日（認可日） 一部変更（第18条資産の区分、第31条公告の方法）

平成29年2月9日（認可日） 社会福祉法改正による一部変更
第1条の効力発生日 平成29年2月22日
第1条以外の変更箇所の効力発生日 平成29年4月1日

平成30年6月22日（決議日） 一部変更（第4条事務所の所在地、第29条資産の区分）

令和2年10月23日（申請日） 一部変更（第10条、基本財産の増加）